

平成 22 年度第 4 回（88 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 22 年 10 月 19 日（火）午後 2 時から

場 所：コミュニティプラザひまわり 第 1 会議室

出席者：大森靖史、阿久津たか子、伊藤晃、三木克子、佐藤隆史、原友里恵、
小林倫子、宮城敬子、中西宣長、増田恵美子、島崎豊茂、佐藤勝栄、
今瀬千佳子、齋藤徳次郎、円城寺修、神吉正代

事務局（企画部長、環境課長、環境課長補佐、緑と公園課長、市民協働係長、
企画課主事）

欠席者：加藤春芳、石川由紀子、大久保實、鈴木晃

<配布資料>

- 1 21-7 まちづくり委員会への提案内容に対する審議結果について（報告）
- 2 朝日新聞 平成 17 年 3 月 5 日号 14 版

1 開 会

2 前回の確認

事務局：前回議事録について確認したい。

委員長：いかがか。

<特に意見なし、了承>

3 提案審議

委員長：提案 21-6 に関して本日は環境課長・環境課長補佐・緑と公園課長に来て
いただいている。ご意見をいただきたい。

事務局：環境課長から「清瀬市まちを美しくする条例」について説明していただ
きたい。

環境課長：条例が制定されたのは平成10年の3月で、当時は今ほど禁煙の考えが広まっておらずたばこのポイ捨てが多かった。そのため条例が必要だという声があがり、制定する運びとなった。制定は北口睦会・西友のほか、地域の住民の意見を聞き行った。罰則は設けたものの、罰金をとる気はなく、そういうものがあるから気をつけてほしい、くらいの認識でいる。この条例を契機に市内の一斉清掃を行うようになった。平成12年はアドプト制度を設け、自分の住んでいるまちの親となり、自分の住んでいる地域をきれいにするという事になった。この条例ができたことによってごみは減り、住民の意識は高くなってきていると思う。

委員：条例は制定されたものの、実際にはごみは完全になくなっていない。レンジャーがこのような提案をするということに関しては、どういう認識を持っているか。

環境課長：たばこのポイ捨てなどについては、市報ポスターなどで啓発していきたいと考えている。

委員：ごみが減っているということはどのように把握しているのか。

環境課長：一斉清掃を行った後などに、まち美化推進委員等の方々から前よりきれいになっているという報告をいただいている。

委員：美化の重点区域では減っているかもしれない。レンジャーが清掃を行っている河川は重点区域になっていない。

委員：条例だけでは、重点地域がどこにあるのかわからない。どこが重点地域なのかを、市民が知らなければいけないのではないか。罰金をとることも、市民がそういう制度があることを知らなければ抑止力になっていないと思う。こういった点に関して、条例を修正する予定はないのか。

環境課長：条例を修正する予定は今のところないが、もう一度市民に条例をアピールしていきたいと思う。

委員：重点地域はどのようにして線引きをしたのか。

環境課長：条例を制定する前に、南口・北口の商店会長やごみ減量推進委員会などが集まって枠を決めたと聞いている。

委員：ただポスターを貼って禁止とするだけでは効果がない。

委員：けやきロードギャラリーの清掃はボランティアがやっているが、ボランティアに頼りすぎるのもよくない。もう一度ボランティアに頼っているごみ処理を見直してほしい。

委員：この条例についての所管課はどこか。

環境課長：環境課になる。ただしレンジャーは緑と公園課になる。

緑と公園課長：レンジャーの活動地域である河川等は重点地域になっていない。

そこで、河川等も重点地域に含めれば良いと思う。

委員：今までこのような話題について緑と公園課と環境課で協議したことはあるか。

緑と公園課長：今のところはないが、連携はするべきだと思う。

環境課長：レンジャーと環境課は関わりがないわけではない。まずは市民にこういう条例があること、清瀬をきれいにしようという団体があることをもう一度PRするべきだと思う。

委員：市報を出せばいいという考えのようであるが、ごみを捨てるような人は市報を読まないと思うので、もう少しつつこんだ対策をとるべきだと思う。所管課も主導的に動くべきだ。

環境課長：市報以外にも、周知していく方法を考えたい。

委員：一般市民は環境課と緑と公園課の違いも分らないと思う。そこで、環境課と緑と公園課で横のつながりを持ってもらいたい。市に入ってくる人への指導も徹底してもらいたい。

委員：この条例はどちらかというとし街地を対象にしていると思う。河川敷を対象とするような条例は無いのか。

緑と公園課長：河川については、維持管理をするということの中に含まれている気がする。ゴミに特化した条例というのは特にはない。

委員：条例の6条を見ると、ある土地内にあるごみについては、その土地の所有者が処理することになる。不法に投棄されたごみも土地の所有者が処理することになるのはどうかと思うが、修正の必要はないのか。

環境課長：市全体については「清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」で、市が処理をするという解釈になっている。

委員：条例を見ると重点地域は変えられるようであるがどうなのか。

環境課長：変えることや今後増やすことはできる。

企画部長：とりあえずごみを捨てにくい状況を作ることが大事だと思う。

委員：清瀬市で5地点くらいごみの多い地域を選び、重点的に清掃してみるのはいかがでしょうか。

企画部長：環境課と緑と公園課で協議をして、対策を検討したいと思う。

委員長：ではこの件については環境課の方に伺うのは終了したい。

<環境課長・課長補佐、退出>

委員長：次は提案21-8「公園の整備（美化）を市民の手で」に移りたい。

緑と公園課長：地域の公園は地域の人に整備してもらえれば助かるが、ある特定の人々が自分たちの都合のいいように作ってしまう可能性がある。そのため地域の方の総意を得るようにしなければ、制度の導入は難しい。ただ、神山公園とせせらぎ公園は市民と協働で作った公園なので、

実績がないわけではない。公園が子どもたちだけのものではないということも考えていかなければならないと思っている。

委員：公園と児童遊園、ポケットパークなどで遊具の設置基準に違いはあるか。市民の声でどんな公園にでもしてもいいのか。

緑と公園課：公園については公園条例、児童遊園については児童遊園条例があるが、区別はあまりない。市民がベンチなどを勝手に置くということとはできない。緑と公園課に来て協議をしてもらおう。

委員長：自治会が活性していないから制度の導入は無理というのではなく、この活動をすることによって自治会や地域コミュニティを活性化できないかと考えているのではないか。

委員：これまで児童・保育関係の専門家と相談して遊具を設置したということはあったか。

緑と公園課：そのようなことはこれはまでないが、今後は相談していくことも考えたい。また、公園が子どもだけでなく色々な人が使うということも考慮して、公園のあり方を考えていきたい。

委員：特定の公園にしぼってやってみてはどうか。

委員長：時間が来たので審議については次回に持ち越したい。

委員長：21-7「清瀬市観光協会の設立を」の審議結果について伊藤委員から意見をいただいているので報告したい。①「職員が観光について説明できることが必要です」で説明の事はどのように表現するか②「ホームページを活用して」という部分について、活用するのはホームページだけか③「取りやすい体制にしています」はまちづくり委員会の言葉ではない。④「議論は市の担当部門の課に伝え」について、具体的な課名を載せるべき以上、意見について事務局と協議して審議結果を作成したいと思うがどうか。

<了承>

4 その他

特になし。